

◆もしも被害にあったら

①プロバイダ事業者に対する削除要請

・プロバイダ（インターネット接続業者）等に対し、人権侵害情報の削除要請を行うことができます。

※プロバイダ責任制限法

・インターネット上での人権侵害による被害の回復を容易にするため、平成14年5月、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）が施行。

その際、該当記事が掲載されている場所（URL）、掲載されている情報の内容、侵害された権利の内容、具体的な被害の状況などをできる限り詳しく説明することが大切です。

②プロバイダ事業者に対する発信者情報の開示請求

・プロバイダ等に対し、人権侵害情報の発信者（掲示板に書き込んだ人）の氏名、メールアドレス、住所等の情報の開示を請求することができます。

③法務省の人権擁護機関への相談、削除依頼

法務局・地方法務局では、インターネット上で人権侵害を受けた被害者からの相談を受け付け、プロバイダ等への発信者情報の開示請求や人権侵害情報の削除要請の仕方について助言を行っているほか、事案に応じて、プロバイダ等に対し、被害者に代わって人権侵害情報の削除要請を行うなどの活動を行っています。

④人権相談機関への相談、警察への告訴

人権侵害を受けた場合は、下記の機関でアドバイスを受けることができます。

- ・最寄りの市町村の人権相談窓口
- ・大阪府府民文化部人権室
- ・（財）大阪府人権協会などの人権相談機関

さらに名誉毀損や侮辱などの刑法犯と判断される場合には警察へ告訴を行う方法もあります。

- ・大阪府警察本部のサイバー犯罪に関する相談窓口

（財）インターネット協会が警察庁から業務委託を受け、運用開始。違法情報であれば警察庁へ通報し、有害情報と判断すればプロバイダ等へ対応依頼をおこなっています。

- ・インターネット・ホットラインセンター (<http://www.internethotline.jp/>)

